

第 5 1 号議案

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
保育料に関する条例の制定について

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の保育料に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）に基づく教育・保育に関する利用者負担額（以下「保育料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育料)

第 2 条 法第 2 7 条第 3 項第 2 号、第 2 8 条第 2 項各号、第 2 9 条第 3 項第 2 号及び第 3 0 条第 2 項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として規則で定める。

2 法附則第 6 条第 4 項に規定する額は、規則で定める。

3 第 1 項の規定にかかわらず、亀岡市立幼稚園（亀岡市立幼稚園条例（昭和 4 0 年亀岡市条例第 2 4 号）第 1 条の規定に基づき設置した幼稚園をいう。）を利用する支給認定子ども（法第 2 0 条

第4項の支給認定子どもをいう。)の保育料については、同条例第3条において定めるとおりとする。

(保育料の減免)

第3条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の保育料に関する条例案要綱

- 1 子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料について定めること。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行すること。